第一 公職選挙法の一部改正

都道府県選 . 学 0 選挙権に係る同 都道府県内移転時の取扱い の改善

1 日 本 玉 民 たる年齢満十八年 以上の者でその 属 する市 町 村 !を包! 括する都道府県の区域内 の 一 の市 町村

 \mathcal{O} 区 域 内 12 引き続き三 箇 月以 上 住所を有してい たことが ?あり、 か つ、 その後も引き続 き当 該 都 道 府 県

 \mathcal{O} 区 域 内 に 住 所 を 有す る ŧ 0 は、 第 九 条 第二 項 E 規定する住 所に 関 する 要件 に か カン わ 5 ず、 当該 都 道

府 県 0 議 会 \mathcal{O} 議 員 及び 長 \mathcal{O} 選 挙 権 を有 す るも \mathcal{O} とすること。 (第 九 条 第三 項 関 係

2 1 に ょ n 都 道 府 県 \mathcal{O} 議 会の 議 員及び 長 0 選挙 権 を有する者 が、 従 前 住 所 を 有 して 1 た現 12 選 挙 人名

簿 12 登録されて 1 る市 町 村 に お いて当 該 都道 府県の 議会の 議 員 又は長 の選挙 \mathcal{O} 投票をする場合に は

選 学 人名簿又はそ の抄 本 の対 照を経る際に、 引き続き当該都 道 府県 の区域内に住所を有することを証

するに足りる文書を提示 し、 又は 引き続き当 該都 道 府県の区域内に住所を有することの確認を受けな

ければならないものとすること。(第四十四条第三項関係)

一 選挙人名簿の登録制度等の見直し

1 市 町 村 0 選挙管理委員会は、 政令で定めるところにより、 登 録 月の一日 現在により、 当 該 市 町 村の

選 一挙人名簿に登録される資格を有する者を同日 同 日 が地方公共団体の休日に当たる場合 (登録) 月の

日 が ス選挙の 期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にある場合を除く。)に

は、 登録 月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。) に選挙人名簿に登録 しなけれ ば

ならない ものとすること。 (第二十二条第一項関 係

2

選挙

人名簿

及び在外選挙人名簿の縦覧制

度を廃止すること。

(第二十三条及び第三十条の

七

関

係

3 選 挙 人は、 選挙 人名簿 \mathcal{O} 登 録 に 関 し不 服 があるときは、 次に 掲げる区分に応じ、 それぞれ 定め る期

間 又は期日に、 文書で当該市 町 対の選挙管理委員会に異議を申し出ることができるものとすること。

(第二十四条第一 項関係

第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録 (登録月の一日が選挙の期 日の公示又は告示の

日から当該選挙の期日の前 々日までの間にある場合を除く。 当該登録が行わ れ た日の翌日 か .. ら

五 日 間

(__) 第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録 (登録月の一 日が選挙 7の期 日の公示又は告示の

日 か 5 当 7該選 挙 O期 日 0 前 Þ 日 ま で 0 間にある場合に限る。) 及び同り 条第三項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による選

名簿 0 登録 当 該 登録 が行 わ れた日 0 翌日

4 選挙人は、 在外選挙人名簿の登録に関し不服があるときは、 当該登録に関する処分の直後に到来す

る次に掲げる期間又は期日に、 文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができるも

のとすること。 (第三十条の八 第 項 関 係

第二十二条第

一項

 \hat{O}

規定に

よる選挙

人名簿

の登録

が行わ

れ

た

日

 \mathcal{O}

翌日

カ

ら 五

日

間

 $(\underline{})$ 衆議 院 議 員 又 は 参 議 院 議 員 0 選挙 に係る第二十二条第三項 の規定による選挙 人名 海の 登録 が 行わ

れ た 日 \mathcal{O} 翌 日

 \equiv 在外選挙人名簿 の登録制度の見直し

1 在外選挙人名簿 へ の 登録の移転 (選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿の登録を行うこ

とをいう。 以下同じ。) は、 在外選挙人名簿に登録されてい ない年 · 齢満十八年以上 \mathcal{O} 日本 玉 民で最終

住所 0 所在 地 \mathcal{O} 市 町 |村の 選挙 人名簿に 登録されてい る者のうち、 当 該 市 町 村 \mathcal{O} 選挙 管 理委員 会に2の

申 請 がされ、 か つ、 国外に住 所を有するものについて行うものとすること。 (第三十条の 四第二項関

(以 下

国

]外転

出届」

という。)

がされた者のうち、

当該

国

外転出届がされた市

町

村の選挙

人名

簿に

2 年 齢 満 一十八年以上の日本国民で国外に転出をする旨の住民基本台帳法第二十四条の規定による届 出

登録され てい るもの (当該市町村の選挙人名簿に登録されてい ない者で、 当該国外転出届 に転出の予

定年月日として記載された日までに、 当該市町村 の選挙人名簿に登録される資格を有することとなる

ŧ \mathcal{O} を含む。 は、 政令で定めるところに により、 転 出 の予定年 月日までに、 文書で、 当該 市 町 村 \mathcal{O} 選

挙管理: 1委員 会に 在 外 選 学 人名 簿 0) 登録 \mathcal{O} 移 転 \mathcal{O} 申 請をすることができるものとすること。

条の五第四項関係)

3 市 町 村 \mathcal{O} 選挙管 理委員会は、 2の申請があった場合には、 政令で定めるところにより、 外務大臣に

対 に 関する意見を求めなければならないものとし、 Ļ 当 該 申請をした者 (当該市町村 の選挙人名簿から抹消された者を除く。 外務大臣は、 市町 対の選挙管理委員会から当該)の国外における住 申 請 所

をした者 \mathcal{O} 玉 外に おける住所に関する意見を求めら れたときは、 政令で定めるところにより、 市 町 村

 \mathcal{O} 選挙管理委員会に対し、 当該 申請をした者の国外に おける住 所に関する意見を述べ なければ ならな

いものとすること。(第三十条の五第五項及び第六項関係)

4 市 町 村 \mathcal{O} 選挙管理委員会は、 2 の 申 請をした者が当該市 町 村における在外選挙人名簿への 登録 \mathcal{O} 移

転 をされる資格を有する者である場合には、 遅滞なく、 在外選挙人名簿への 登録 の移転を L なけ れ ば

ならない ものとし、 当該在外選挙人名簿 へ の 登録 の移転をしたときは、 在外選挙人名簿に 関 する 事 務

に ついて2の 申 請 をし た者 0 住 所を管轄する領事 す官を経-由 して、 当該申 請をした者に、 在外選挙 人証

を交付 i なけ れ ば なら な 7 ŧ のとすること。 (第三十条の六第二項及び第 五 項 関 係

四 その他事項

期 日 前 投票を行うことができる事由に、 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であるこ

とを加えること。(第四十八条の二第一項関係)

第二 最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正

一 審査予定裁判官の通知

1 中 央 選 举 管 理会 には、 衆 議院 議 員 \mathcal{O} 任 期 満 了 \mathcal{O} 日 前 六十日に当たる日 又は 衆 議院 \mathcal{O} 解 散 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 7 ずれ

か 早 い 日 以 後直ちに、 審 査 予 定裁判官 \mathcal{O} 氏 名その他 政令で定め る事 ず項を都道 道 府県 \mathcal{O} 選 挙管理委員会に

は、 通 知 ľ 中央選挙管理会がくじで定めた順序により、 なけ ればならないものとすること。 この場合において、 通知しなければならないものとすること。 審査予定裁判官が二人以上あるとき (第四条

の二第一項関係

2 管理委員会に通 直ちに、 1 又は その旨及びその時 2の通知 知 しなければならないものとすること。 をした後審査の告示までの間に裁判官が任命された場合には、 に お ける審 査予定裁判官の氏名その他政令で定める事項を都道 この場合に おいて、 審査予 中央選挙管理会は、 定 裁判 府県の選挙 官 が二人以

<u>ک</u> 。 (第四 条の二第二項関係

2の通知をした後審査の告示までの間に審査予定裁判官のいずれかがその官を失い、

又は死

3

1

又は

上

あ

るときは、

中

央選挙管理会がくじで定めた順序により、

通

知

しなけれ

ばならない

ŧ

のとするこ

亡した場合には、 中央選挙管理会は、 直ちに、 その旨を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければ

ならないものとすること。(第四条の二第三項関係)

一 審査に付される裁判官の告示

1 中 央選挙管理会は、 衆議院 議員総選挙の期日の公示の日に、 審査 の期日及び審査 に付される裁判官

 \mathcal{O} 氏 名を官報で告示しなけれ ばならないものとすること。 (第 五. 条第 項 関 係)

2 \mathcal{O} 順 審 査 序によるものとすること。 に付される裁判官が二人以上ある場合には、 (第五条第二項及び第四 裁判官 項 関 の氏名の告示順 係 序 は、 1 又は 一 2 の 通知

3 合 間 は 示ま に 12 で 年 2 お 1 又 0 齢 0 1 間 は て、 通 七 にそ 2 0 + 知 车 0) な 順 お に の官を失い、 序から、 審 達することその 通知によりその氏名を通知された裁判官 査 に付 され 審査に付され 若しくは死亡したこと又は審 る裁判 他政 官 令で定める事 る裁判官とならなか が二人以 上 あ 由 るときは に より 查 0 審 った者を除 \mathcal{O} 1 告示 ずれ 査 裁 に 判 付 かが、 \mathcal{O} され 官 日 V) か 0) 当該通 る裁 5 た順序によるものとするこ 氏 審 名 判 査 \mathcal{O} 知 告 官となら \mathcal{O} 期 をした後審 示 順 日 序 \mathcal{O} は な 前 日 カ ま 査 0 の告 1 又 た で 場 \mathcal{O}

三 投票用紙の調製等

کے

(第

五

条第三

項

及び第五

一項関係)

1 た裁 投 判 票 官 用 \mathcal{O} 紙 氏 には、 名を当該 審査に付され 通 知 0) 順 際序により .る裁判官の氏名として一1又は一2の通知によりその氏 り、 印 刷するものとすること。 (第十 匝 条関! 係 名を通知され

2 1 に ょ ŋ 調製され た投票用 紙 は、 1 又 は 2 D 通知 によりその氏名を通知された裁判官が 審 査 に

付される裁判官とならなかった場合においても、 そのまま用いるものとすること。 (第十四条の二第

一項及び第二項関係)

3 2 の場合にお いては、 市町村の選挙管理委員会は、 政令で定めるところにより、 1により投票用紙

に · 審 査に付され る裁判官としてその氏名が印刷された者の中に審査を行わないこととなった者が ある

旨 の掲示をしなけ ればならないものとすること。 (第十四条の二第三項関係

四 審査の期日前投票の時及び場所

審 査 \mathcal{O} 期 日 前 投 票 は、 衆議 院 小 選 **学区選** 出 議 員 \mathcal{O} 選 挙 \dot{O} 期 日 前 投票所にお いて、 その期日前投票と同

時 に行うものとすること。 ただし、 審 查 \mathcal{O} 告示 の 日 が一1又は 2の通知をし 。 た 日 か 5 匝 日以内 で ある

場合には、 審査 の期日前七日から審査 一の期日 の前日までの間に行うものとすること。 (第十六条の二第

一項関係)

第三 施行期日等

この法律は、 公布 *(*) 日 から起算して六月を超えない範囲内にお いて政令で定め る日 か ら施行するもの

とすること。 ただし、 第二については公布の日から起算して三月を超えない範囲内に お いて政令で定め

る日から、 第一の三については公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める

日から、それぞれ施行するものとすること。(附則第一条関係)

第一の一及び四による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又

は告示される選挙又は審査について適用するものとすること。 (附則第二条第一 項関係

三 第二による改正 後 の最高裁判所裁判官国 |民審査法の規定は、 第二の施行の 日以後その期日を告示され

る審査 について適用するものとすること。 (附則第二条第十項関係

四 その他所要の規定の整備を行うものとすること。